

北朝鮮当局による日本人拉致問題とは？

1970年頃から80年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。現在、17名が政府によって拉致被害者として認定されています。

平成14年9月に北朝鮮は日本人拉致を認め、同年10月、5人の被害者の帰国が実現しましたが、他の被害者については、未だに北朝鮮から納得のいく説明はありません。

日本政府は、拉致問題を重要な課題であると受け止め、平成18年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、解決に向けて努力することを国の責務としました。

同法では、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国や地方公共団体は「拉致問題を考える集い」などの様々な活動を行っています。

文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月）においても、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」の問題が人権課題の一つとして取り上げられています。

平成23年4月1日には、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部変更され、「各人権課題に対する取組」の12項目に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

埼玉県では「埼玉県人権施策推進指針」（平成24年3月改定）において、「北朝鮮当局による拉致問題」を人権課題に位置付け、国に対する働きかけや拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発活動を推進しています。